

## 菱風園居宅介護支援事業所 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

**第1条** 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する菱風園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たり次の事項に努めるものとする。

一 要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。

二 要介護者等の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう配慮すること。

三 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 菱風園居宅介護支援事業所
- 二 所在地 桐生市浜松町1丁目3-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 二 介護支援専門員 5名（常勤4名、うち1名は管理者と兼務、非常勤1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容)

**第6条** 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 市町村からの委託の要介護認定調査
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

**第7条** 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン又は包括的自立支援プログラム方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室又はサービス担当者の同意のもとで決定する。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料その他の費用の額)

**第8条** 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しない。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の実業の実施地域)

**第9条** 通常の実業の実施地域は、桐生市、みどり市 とする。

(虐待及び身体拘束の禁止)

**第10条** 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待等を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待等防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

**第 11 条** 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、群馬県社会福祉事業団と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

平成 12 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 17 年 10 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 19 年 3 月 1 日

平成 21 年 9 月 1 日

平成 25 年 10 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日